

高校生等奨学給付金受給申請書

※はじめに、次の5点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- ☐ 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く））の支弁対象ではありません。
- ☐ 過去に在籍していた高等学校等がある場合、この申請書に記載の内容について、該当校に兵庫県から確認することを了承します。

【1】申請内容

☐ 通常分（基準日：7月1日）

☐ 家計急変分（基準日： 月 1日）

【2】保護者等

	名 前	生年月日	生徒との続柄	課税地（その年の1月1日現在の住所）	
① （申請者）	（ふりがな）	昭和 平成 西暦	年 月 日		都道府県 市区町村
	（ふりがな）	昭和 平成 西暦	年 月 日		都道府県 市区町村
②	（ふりがな）	昭和 平成 西暦	年 月 日		都道府県 市区町村
①申請者の住所 （基準日現在）		〒 兵庫県			
電話番号		自 宅		携 帯	

【3】高校生等

名 前		（ふりがな）	生年月日	平成 年 月 日					
現在 在学 する 高等 学校 等	名 称	兵庫県立神戸北高等学校	設置区分	国公立	課程区分	全日制			
	入学年月日	令和 年 4 月 1 日	これまで在学中に 給付金を受給した回数	なし □	1回 □	2回 □	3回 □	4回 □	不明 □
過去 に在 学 し た 高等 学校 等	名 称	立 学校	設置区分	☐ 国公立 ☐ 私立	課程区分	全日制・定時制・通信制			
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数	なし □	1回 □	2回 □	3回 □	4回 □	不明 □

【4】申請区分（次の中から該当する申請区分に○をつけてください。）

世帯状況		給付額	申請区分
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。		32,300円	
道府県民税所得割 及び市町村民税所 得割が非課税（0円） 世帯である。	全日制・定時制の高校生等	143,700円	
	通信制の高校生等	50,500円	

※7月2日以降に家計が急変し、申請のあった者についての給付額は、申請のあった月の翌月以降（申請のあった日が月の初日である場合は申請のあった月）の月数に応じて算定した額。

【5】受領方法（希望する受領方法に「✓」を入れてください。）

- ☐ 右記給付金の受領を在籍する学校長に委任します。 → 全額 ・ 一部（ 円）
※全額を委任する場合は、口座情報の記入は不要です。一部を委任する場合は、口座情報を記入してください。
- ☐ 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込 希望 口座	フリガナ			銀行 信用金庫 農 協	支店	預金種別	1 普通・総合	口座番号							
	金融機関名						2 当座								
	銀行コード					支店番号									
							フリガナ								
							口座名義								

認定番号（※学校で記入します。）

		-			-							-			
--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

学年	クラス	出席番号

【6】保護者等の収入等の状況について

該当する口に✓を入れ、必要な書類を提出してください。

(1)生活保護(生業扶助)の受給状況について

☐	7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給しているため、生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)または、生活保護受給証明書を提出します。 →記載項目は以上です
☐	基準日現在、生活保護法(昭和25年法律第144条)第36条の規定による生業扶助を受給していません。 →【6】(2)及び【7】へ

(2)保護者等の状況及び提出書類について

☐ 次の者の個人番号カードの写し等(様式4)を、今回初めて提出します。		
☐ 次の者の個人番号カードの写し等(様式4)については、以前に提出済みですので、今回は添付しません。		
☐ 次の者の課税証明書等を添付します。		
生徒が未成年(18歳未満)の場合		
①	☐	親権者(両親)2名分
②	☐	親権者1名分 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、親権者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く
③	☐	未成年後見人()名分(複数選任されている場合は全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者、未成年後見人が存在しない場合 等
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	☐	主たる生計維持者(両親等)2名分
⑥	☐	主たる生計維持者1名分 ・離婚、死別等により主たる生計維持者が1名の場合 ・主たる生計維持者が2名存在するが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情があり、主たる生計維持者1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等が提出できない場合 ・未成年の時点から親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
生徒が入学時点で成人に達している、または①～⑥に該当しないが、主たる生計維持者が存在する場合		
⑦	☐	主たる生計維持者1名分
生徒が成人・未成年に関わらず、本人が自己で生計を維持している場合		
⑧	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等
☐ 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で都道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていないため、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。		

(通常・家計急変)

添付書類について申請前に再度確認し、口に✓を入れてください

- 共通で提出する書類
 - ☐ 保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等
- 家計急変の場合
 - ☐ 家計急変についての申立書(様式11)
 - ☐ 家計急変後の収入状況確認書類(離職票、給与支払見込証明書、収入申告書 等)
- 兵庫県内の国立学校に在学している場合
 - ☐ 在学証明書(様式3-1)
- 兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - ☐ 在学証明書(様式3-1)
 - ☐ 保護者等全員の住民票記載事項証明書(個人番号カードの写し等を提出しない場合)
- 着用在義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度購入が必要な場合
 - ☐ 罹災証明書等
 - ☐ 制服の再購入に係る誓約書(様式13)
- 兵庫県内の国立学校または兵庫県外の高等学校等に在学している場合
 - ☐ 制服の再購入に係る証明書(様式14)